

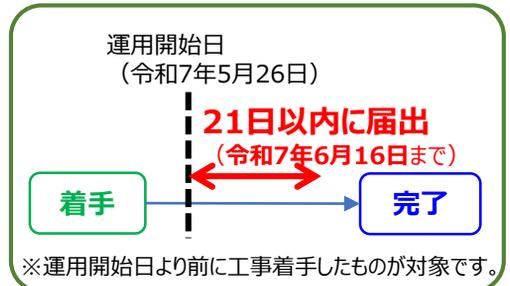
運用開始日（令和7年5月26日）時点で工事中の盛土等は、届出が必要です。

～ 盛土規制法の運用開始に伴う届出について ～

長野県内では、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の規制区域を県内全域に指定し、**令和7年5月26日**から運用を開始します。

運用開始日前に盛土等の工事に着手し、運用開始日以降も引続き工事等を行う場合は、**令和7年6月16日**までに工事内容等の届出が必要です。

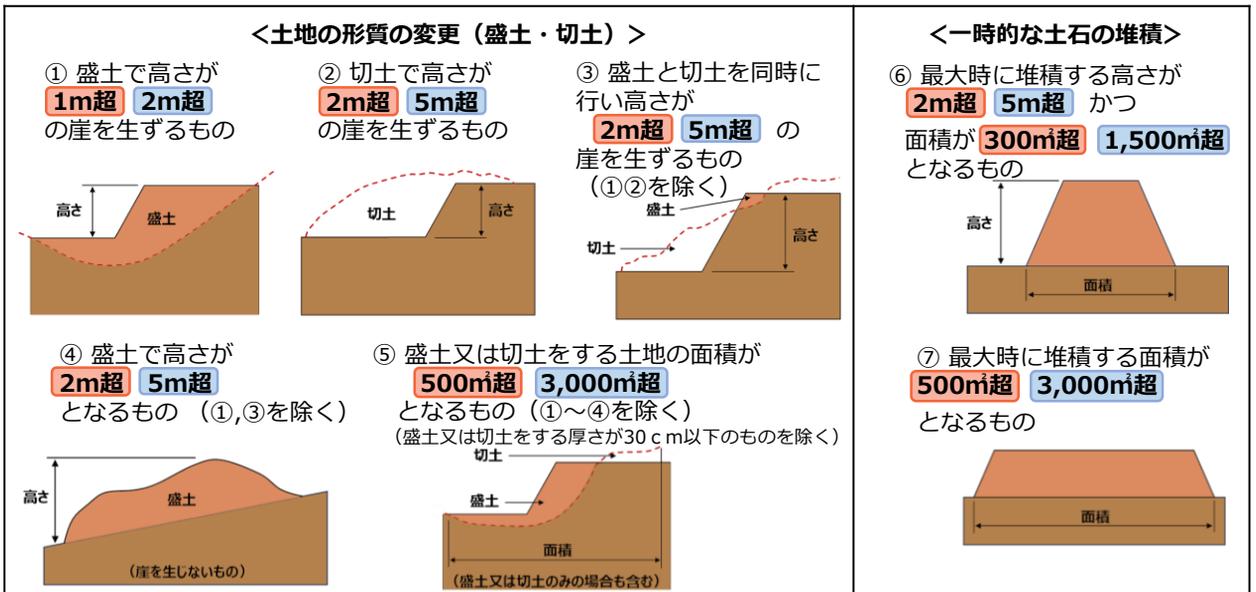
（法21条1項・40条1項）



届出対象の工事・規模

 届出対象規模

 別途添付図面が必要となる規模



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの
※盛土・切土行為の他、残土処分場やストックヤードも対象です。

届出に必要な書類は裏面をご覧ください。

＜留意事項＞

- 開発許可、林地開発許可など他法令の許可を受けた工事についても盛土規制法の届出が必要です。（他法令の許可を受けた工事であって、令和7年5月26日時点で未着工の工事は、工事着手前に盛土規制法の許可が必要になる場合があります。）
- 届出の内容が変更され、届出の規模を超えた場合は法12条・30条許可や、法27条届出が必要となる場合があります。
- 土地所有者等は、届出対象の盛土等に係る土地を常時安全な状態に維持する責務を有し、災害のおそれが大いだと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

届出がされていない盛土、切土、土石の堆積は、改めて法12条・30条許可や法27条届出の手続きが必要となる場合があります。

＜お問い合わせ先・提出先＞

【長野県内（長野市・松本市を除く）】
長野県 建設部 都市・まちづくり課
電話 026-235-7297
届出書類の提出は各建設事務所へ



【長野市内】
長野市 建設部 建築指導課 盛土規制対策室
電話 026-224-9735

【松本市内】
松本市 建設部 建築指導課
電話 0263-34-3285



（令和7年3月作成）

届出に必要な書類

(省令52条・82条)

現在施行中の盛土・切土又は土石の堆積で、令和7年5月26日以降も工事を継続する予定の方は、届出手続きの準備をお願いします。

	種類	明示すべき事項等	備考
必須	届出書	<p><土地の形質の変更(盛土・切土)> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 (省令別記様式第十五)</p> <p>.....</p> <p><一時的な土石の堆積> 土石の堆積に関する工事の届出書 (省令別記様式第十六)</p>	
	位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
	写真	盛土・切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置・方向がわかるようにすること
一定規模以上の場合に提出	地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示すものとする
	土地の平面図	<p><土地の形質の変更(盛土・切土)> ・縮尺、方位 ・土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置</p> <p>.....</p> <p><一時的な土石の体積> ・縮尺、方位 ・土地の境界線 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容</p>	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること

届出内容の公表

届出がされた内容については、ホームページ上で公表します。

(法21条2項・40条2項、省令54条・84条)

【公表事項】

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の届出年月日
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量